平成２５年（フ）第２１４号
京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅大受団地５―205
債務者　仲村　良平
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３４号
堺市堺区向陵中町１丁３番11号
債務者　井上　正志
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３７号
大阪府松原市天美東９丁目６番６号
債務者　岡田　正泰
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５７号
大阪府河内長野市木戸２丁目14番26―101号、前住所大阪府河内長野市上原西町35番15号
債務者　富永眞壽美
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１５９号
大阪府柏原市玉手町18番40号　カトレアハウス101、住民票上の住所大阪府柏原市玉手町25番54号
債務者　溝端佳寿彦
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１８１号
堺市中区東山175番地３レガート堺東山206号
債務者　伊敷　利夫
法定代理人成年後見人　木村　勝徳
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１８６号
堺市中区平井515番地１　ミラン・ロワイヤル102号、前住所兵庫県姫路市白浜町甲883番地　市営白浜南住宅９棟604号
債務者　吉岡　あき
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３１３号
岡山県倉敷市安江550番地１　県営中洲団地１―505号
債務者　宮木　将也（旧姓長江）
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第３１４号
岡山県倉敷市安江550番地１　県営中洲団地１―505号
債務者　宮木　利子（旧姓長江）
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第３２８号
岡山県倉敷市黒石431番地
債務者　佐喜　圭子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
高知市長浜3721番地５　改住10号
債務者　武市　千枝
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２２号
高知市桟橋通１丁目10番６号　絹川ビル205号
債務者　中内　誠子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２６号
高知市福井町668番地８　倫山荘１Ｆ北
債務者　岸　とみ江
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２８号
高知市介良570番地　県住４号棟202号
債務者　後藤　鉄衛
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３０号
高知県香美市土佐山田町西本町４丁目３番25号　栗山アパート２Ｆ東
債務者　藤﨑久美子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３２号
高知市はりまや町３丁目20番17号
債務者　法師山真珠
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７３号
沖縄県浦添市仲西３丁目11番１―402号　神森団地
債務者　大城みどり
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　那覇地方裁判所民事第３部